

(家畜の評価額の最高限度額)
第九条 法第五十八条第一項第一号の政令で定め
る額は、牛にあつては九十五万円、水牛にあつ
ては五十万円、鹿にあつては十二万円、馬にあ
つては五百三十万円、山羊にあつては六万五
千円、山羊にあつては四万四千円、豚にあつて
は三万五千円、いのししにあつては五万五千
円、鶏にあつては八百円、あひるにあつては二
千二百円、うずらにあつては二百円、きじにあ
つては四千三百円、だらようにあつては五万二
千円、ほろほろ鳥にあつては二千八百円、七面
鳥にあつては八千八百円とする。

(政令で定める売上げの減少額等)

第十条 法第六十条第二項の政令で定める売上げ
の減少額又は費用の増加額は、次の各号に掲げ
る区分に応じ、当該各号に定めるものについて
それぞれ農林水産省令で定めるところにより計
算した額とする。

一一 家畜受精卵及び卵 売上げの減少額又
は保管費、荷役費、輸送費、焼却費、埋却費
若しくは化製費の増加額

一二 生乳、家畜改良増殖法 (昭和二十五年法律
第二百九号) 第四条第一項に規定する家畜人
工授精用精液、同法第十一条の二第五項に規
定する家畜受精卵及び卵 売上げの減少額又
は保管費、荷役費、輸送費、焼却費、埋却費
(補償の対象となる損失等)

二二 家畜死体の焼却費、埋却費若しくは
化製費の増加額

二三 生乳、家畜改良増殖法 (昭和二十五年法律
第二百九号) 第四条第一項に規定する家畜人
工授精用精液、同法第十一条の二第五項に規
定する家畜受精卵及び卵 売上げの減少額又
は保管費、荷役費、輸送費、焼却費、埋却費
若しくは化製費の増加額

二四 家畜受精卵及び卵 売上げの減少額又
は保管費、荷役費、輸送費、焼却費、埋却費
(補償の対象となる損失等)

二五 家畜受精卵及び卵 売上げの減少額又
は保管費、荷役費、輸送費、焼却費、埋却費
若しくは化製費の増加額

二六 家畜受精卵及び卵 売上げの減少額又
は保管費、荷役費、輸送費、焼却費、埋却費
若しくは化製費の増加額

二七 家畜受精卵及び卵 売上げの減少額又
は保管費、荷役費、輸送費、焼却費、埋却費
若しくは化製費の増加額

二八 家畜受精卵及び卵 売上げの減少額又
は保管費、荷役費、輸送費、焼却費、埋却費
若しくは化製費の増加額

二九 家畜受精卵及び卵 売上げの減少額又
は保管費、荷役費、輸送費、焼却費、埋却費
若しくは化製費の増加額

三〇 家畜受精卵及び卵 売上げの減少額又
は保管費、荷役費、輸送費、焼却費、埋却費
若しくは化製費の増加額

5 一 当該補償金の支払を受けるべき者が受領を
拒み、又は受領することができない場合
二 過失がなくて当該補償金の支払を受けるべき者
を確知することができない場合
6 国は、都道府県知事が農林水産大臣に第二項
の意見を具申するために必要な費用のうち第三
項の評価人の手当及び旅費の全額を負担する。
(事務の区分)

第十二条 第五条第一項及び第二項 (これらの規
定を第七条において適用する場合を含む。) の
規定により都道府県又は市町村が処理すること
とされている事務は、地方自治法 (昭和二十二
年法律第六十五回) 第二条第九項第一号に規定
する第一号法定受託事務とする。

附 則 (昭和五三年七月五日政令第二八
号) 抄

1 この政令は、昭和二十八年九月一日から施行
する。

2 第百七十号 (昭和三一年三月三一日政令第七
号) は、廃止する。

この政令は、昭和三十一年四月一日から施行
する。

附 則 (昭和三六年一月二六日政令第一
号) 抄

1 この政令は、法の施行の日 (昭和三十六年二
月一日) から施行する。

附 則 (昭和四六年六月五日政令第一七
号) 抄

1 この政令は、昭和三六年九月五日から施行
する。

附 則 (昭和四七年五月二日政令第一五
号) 抄

1 この政令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改
正の日から施行する。

附 則 (昭和四七年五月二日政令第一四
号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

八条第一項第一号又は第二号に規定する患畜に
要した飼料費その他の農林水産省令で定める
費用に相当する額を当該補償金と併せて交付す
るものとする。

該当した家畜の所有者に対し交付する手当金及
びこの政令の施行前に旧豚水胞病を家畜伝染病
予防法第六十二条の疾病の種類として指定する
等の政令第二条において準用する同法第五十八
条若しくは第五十九条の規定により交付すべき
であつた手当金若しくは焼却若しくは埋却に要
した費用又は同令第二条において準用する同法
第六十条の規定により負担すべきであつた負担
金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五三年七月五日政令第二八
号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年四月一八日政令第一六
号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年四月一八日政令第一
号) 抄

1 この政令は、家畜伝染病予防法の一部を改正
する法律 (昭和四十六年法律第百三号) の施行
の日 (昭和四十六年九月五日) から施行する。

附 則 (平成一五年一月一九日政令第
五三五号) 抄

1 この政令の施行前に家畜伝染病予防法第五十
八条第一項第一号又は第二号に規定する患畜に
該当した家畜の所有者に対し交付する手当金に
ついては、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年一月一九日政令第
四一六号) 抄

1 この政令の施行前に家畜伝染病予防法第五十
八条第一項第一号又は第二号に規定する患畜に
該当した家畜の所有者に対し交付する手当金に
ついては、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年一月一九日政令第
三一一号) 抄

1 この政令の施行前に家畜伝染病予防法第五十
八条第一項第一号又は第二号に規定する患畜に
該当した家畜の所有者に対し交付する手当金に
ついては、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年一月一九日政令第
二二二号) 抄

1 この政令の施行前に家畜伝染病予防法第五十
八条第一項第一号又は第二号に規定する患畜に
該当した家畜の所有者に対し交付する手当金に
ついては、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年一月一九日政令第
一三三号) 抄

この政令は、牛海綿状脳症対策特別措置法の
施行の日 (平成十四年七月四日) から施行す
る。

附 則 (平成一五年一月三一日政令第二
号) 抄

1 この政令は、行政手続等における情報通
信の技術の利用に関する法律の施行の日 (平成
十五年二月三日) から施行する。

附 則 (平成一五年六月二〇日政令第二
六九号) 抄

1 この政令は、食品の安全性の確保のための農
林水産省関係法律の整備等に関する法律 (平成
十五年七月一日) の施行の日 (平成十五年七月
一日) から施行する。

附 則 (平成一五年六月二七日政令第二
八八号) 抄

1 この政令は、食品の安全性の確保のための農
林水産省関係法律の整備等に関する法律 (平成
十五年七月一日) の施行の日 (平成十五年七月
一日) から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日政令第一八
八号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日政令第一
八号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年六月二五日政令第二
三七号) 抄

1 この政令は、家畜伝染病予防法の一部を改
正する法律 (以下「改正法」という。) の施
行の日 (平成十二年十二月二日) から施行す
る。

この政令は、家畜伝染病予防法の一部を改
正する法律 (平成十二年法律第百一十三号) の施
行の日 (平成十二年十二月二日) から施行す
る。

この政令は、家畜伝染病予防法の一部を改
正する法律 (平成十二年法律第八十八号) の施
行の日 (昭和四十六年九月五日) から施行す
る。

この政令は、内閣法の一部を改正する法
律 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日
(平成十三年一月六日) から施行する。

る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定（公布の日）

二 第四条を第六条とし、同条の次に一条を加える改正規定（第四条を第六条とする部分を除く）、第二条の改正規定及び第一条の次に二条を加える改正規定（第二条に係る部分に限る）。改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十月一日）

（都道府県知事の意見の聴取の特例）

第三条 農林水産大臣は、改正法による改正後の家畜伝染病予防法第十二条の三第一項に規定する飼養衛生管理基準を設定し、又は改正しようとするときは、改正法の施行の日前においても都道府県知事の意見を求めることができる。

附 則（平成二十六年七月三〇日政令第二

六九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

附 則（平成二八年九月一四日政令第三〇五号）

（施行期日）

1 1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 2 この政令の施行前に家畜伝染病予防法第五十八条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に規定する患畜に該当した家畜の所有者に対し交付する手当金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年八月一日政令第七〇号）

この政令は、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和二年二月五日政令第二五号）

この政令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第十六号）の施行の日（令和二年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年六月二十四日政令第二〇一号）抄

（施行期日）

1 1 この政令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第十六号）の施行の日（令和二年七月一日）から施行する。

附 則（令和六年三月二十五日政令第六五号）

この政令は、デジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するためのデジタル社会形成

基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。